

別表第 1

●佐織公民館施設使用料

(単位：円)

使用料及び 使用時間 施設の名称	午前	午	後		夜間	全日
	9:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 18:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
ホ ー ル	11,250		15,000		11,250	37,500
練 習 室	840	280	1,120	280	840	3,360
和 室	1,140	380	1,520	380	1,140	4,560
視聴覚室兼 音 楽 室	1,650	550	2,200	550	1,650	6,600
美術実習室	1,650	550	2,200	550	1,650	6,600
料理実習室	1,650	550	2,200	550	1,650	6,600
会 議 室	1,650	550	2,200	550	1,650	6,600
研 修 室	1,860	620	2,480	620	1,860	7,440

備考

- 1 使用時間を延長又は繰り上げて使用する場合は、その1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該使用時間区分の当該使用料の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 2 当日の使用時間には、会場の準備及び片付け時間を含むものとする。
- 3 市内在住、在勤以外の者（以下「市外の者」という。）が使用する場合は、当該使用料の2倍の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 4 入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料の1.5倍の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）、市外の者は3倍の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。